

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ 死亡時の保障 ▶ 介護の保障[※]

注 特約を付加した場合の保障です。

重要事項
説明

必ずお読みください

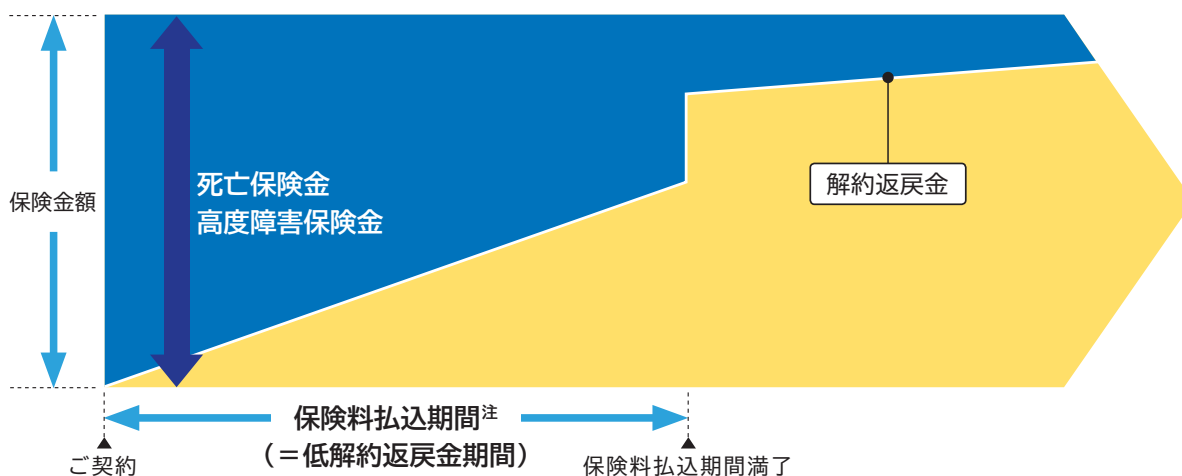
終身保険(低解約返戻金型) 無配当

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

- 一生涯にわたり、死亡・約款所定の高度障害状態に備えることができます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定しています。

2 商品(主契約)のしくみ



注 保険料払込期間については、終身にわたり保険料をお支払いいただく「終身払」もご選択いただけます。

※具体的なご契約の内容(保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

④ 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

終身介護保障特約（無解約返戻金型）(18)

年金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
介護障害年金 ①	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ● 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ● 約款所定の高度障害状態になられたとき 	介護障害年金額
介護障害一時金 ②	第1回の介護障害年金が支払われるとき	介護障害一時金額

〈認知症一時金給付特別を付加した場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
認知症一時金 ③	次のすべてに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガで約款所定の認知症介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ● 第1回の介護障害年金が支払われるとき、または、すでに第1回の介護障害年金が支払われているとき 	認知症一時金額

- 保険料払込免除特約を付加されているご契約には付加できません。

①介護障害年金

年金種類	介護障害年金のお受け取りについて
終身年金	お支払回数に限度はありません <ul style="list-style-type: none"> ●第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。
5年確定年金	お支払回数は5回です <ul style="list-style-type: none"> ●第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。

■第1回の介護障害年金のお支払事由に該当したときは、以後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

②介護障害一時金

■介護障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■介護障害一時金の型については次の型があります。

介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額
一時金なし型	なし
一時金1倍型	介護障害年金額の1倍
一時金2倍型	介護障害年金額の2倍
一時金4倍型	介護障害年金額の4倍

③認知症一時金給付特則

■認知症一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■認知症一時金をお支払い後、本特約は存続しますが、認知症一時金給付特則は**消滅します**。

死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき 	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ●約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき 	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき 	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

■障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。

災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

保険料払込免除特約

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由		
特定疾病	悪性新生物（ガン）	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 ● 上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等） ● 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン ● 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガン
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
特定障害状態		病気やケガで約款所定の特定障害状態になられたとき
要介護状態		病気やケガで約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

■ 終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）を付加されているご契約には**付加できません**。

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

■ リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。

■ 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

■ ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

区分料率適用特約

■ 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。

■ 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することで、その主契約の保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。

※健康優良割引を適用する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。

※健康優良割引は、保険金額等によっては適用できない場合もあります。

5 解約返戻金について

〈主契約〉

- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金が、解約返戻金の水準を低く設定しない場合の70%となっています。

〈終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）〉

- 特約保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

7 終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）のお支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）の介護障害年金・介護障害一時金のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

8 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は [注意喚起情報](#) の「お問い合わせ先」をご覧ください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

■「保険種類のご案内」について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。「保険種類のご案内」は、三井住友海上あいおい生命の最寄りの課支社等にご請求ください。

満点生活応援団

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまのための各種サービスをお電話にてご提供します。

健康・医療相談

暮らしの相談

介護相談

※「満点生活応援団」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

※サービスの内容等は2018年4月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>